

公 告

高知広域都市計画事業中須賀土地区画整理事業において、下記の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 99 条第 2 項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 133 条第 1 項の規定により、書類の送付に代えて下記のとおり公告する。

令和 8 年 10 月 1 日

高知広域都市計画事業中須賀土地区画整理事業
施行者 高知市
代表者 高知市長 桑 名 龍 吾

記

1 内容等

書類の送付を受けるべき者	通知の内容
(1) 氏名 （個人情報により掲載略） (2) 判明している最後の住所 （個人情報により掲載略）	(1) 使用又は収益することを開始する仮換地 （高知県高知市地内 高知広域都市計画事業 中須賀土地区画整理事業地区内） 1) 街 区 13 街区 画 地 4 画地 地 積 8.10 m ² (2) 使用又は収益することを開始する日 令和 8 年 7 月 1 日
(1) 氏名 （個人情報により掲載略） (2) 判明している最後の住所 （個人情報により掲載略）	(1) 使用又は収益することを開始する仮換地 （高知県高知市地内 高知広域都市計画事業 中須賀土地区画整理事業地区内） 1) 街 区 13 街区 画 地 4 画地 地 積 8.10 m ² (2) 使用又は収益することを開始する日 令和 8 年 7 月 1 日

(1) 氏名 (個人情報により掲載略) (2) 判明している最後の住所 (個人情報により掲載略)	(1) 使用又は収益することを開始する仮換地 (高知県高知市地内 高知広域都市計画事業 中須賀土地区画整理事業地区内) 1) 街 区 13 街区 画 地 4 画地 地 積 8.10 m² (2) 使用又は収益することを開始する日 令和8年7月1日
(1) 氏名 (個人情報により掲載略) (2) 判明している最後の住所 (個人情報により掲載略)	(1) 使用又は収益することを開始する仮換地 (高知県高知市地内 高知広域都市計画事業 中須賀土地区画整理事業地区内) 1) 街 区 13 街区 画 地 4 画地 地 積 8.10 m² (2) 使用又は収益することを開始する日 令和8年7月1日
(1) 氏名 (個人情報により掲載略) (2) 判明している最後の住所 (個人情報により掲載略)	(1) 使用又は収益することを開始する仮換地 (高知県高知市地内 高知広域都市計画事業 中須賀土地区画整理事業地区内) 1) 街 区 13 街区 画 地 4 画地 地 積 8.10 m² (2) 使用又は収益することを開始する日 令和8年7月1日

(教示)

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、高知県知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

2 その他

上記1の内容等を示した通知の写しを高知県高知市中須賀町 265 番地6に所在する掲示板に掲示する。

以上